

ベビーシッター利用料助成について

1 概要

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の保育利用料の一部を助成する。

2 事業概要

(1) 対象者

文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育認定の有無は不問)

ア 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方

イ ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方

(2) 対象児童

満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童

(3) 対象期間

令和3年8月1日(日)から令和4年3月31日(木)まで

(4) 助成金額

1時間当たり以下の金額を上限に利用料を助成する。

ア 7時から22時までの利用：1時間当たり2,500円

イ 22時から7時までの利用：1時間あたり3,500円

(5) 上限時間

児童一人につき年度当たり128時間

多胎児の場合、児童一人につき年度当たり256時間

(6) その他

ア 本事業の実施に当たっては、東京都の補助制度を活用する。

イ 前年度の住民税が非課税又は生活保護受給世帯の方には、区独自補助として、ベビーシッターを利用する上で必要な入会金・年会費等を年度当たり4万円を上限に追加で助成する。

3 その他

ベビーシッター等による居宅訪問型の保育サービスについては、本制度の開始を踏まえ、今後、子育て訪問支援券事業及び訪問型病児・病後児保育利用料助成制度との一体的な実施に向けて検討する。